

入札公告

次のとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）について公示します。

平成 27 年 6 月 4 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース「建設分野」）

(2) 仕様

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は総価とする。

落札者の決定は、仕様書 4 で示した調達単位ごとに総合評価落札方式をもって行うので、下記 3 (3) に定める期日までに、提案書類を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子調達システム

本案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://geps.go.jp/>））により執行する。電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申し出のうえ、紙入札方式（以下「紙入札」という。）で参加することができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に關し、指名停止の措置を受けている期間中の者ないこと。
- (4) 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域で「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193

条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ア 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
- イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらにかかる保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。
- ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- エ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- オ 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。
- (7) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
 - ア 本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までにジョイント・ベンチャーを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。
なお、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャーに参加、又は単独で入札に参加することはできない。
また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
 - イ 代表企業及びグループ企業すべてが上記（1）から（6）の条件を満たすこと。

3 提案書類の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒371-8567 群馬県前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 8 階

群馬労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官 今井

電話：027-210-5008

(2) 入札説明書の交付期間

平成 27 年 6 月 4 日（木）～平成 27 年 6 月 26 日（金）

(3) 提案書類の受領期限

平成 27 年 6 月 30 日（火）16 時

(4) 提案書類の提出方法

原則、上記（1）まで直接提出すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記（1）あてに提出書類の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみ

